

事務連絡
令和 2 年 4 月 3 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

国土交通省建設業課における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等
に伴う主な対応（概要）について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、国土交通省建設業課より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
措置等について、3月 23 日までに発出した通知の概要を別添のとおり整理した
旨の連絡がありましたので情報提供いたします。
つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の
皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

（参考）

新型コロナウイルス感染症対策に関する各種通知は、以下に掲載されており、情報は随時更新されます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

以上

（担当） 事業部 平井
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

工事現場等での感染予防対策 (都道府県・政令市あて。市町村にも都道府県から周知)

- 現場状況等を勘査しつつ、アルコール消毒液の設置など感染予防を徹底することや、感染者が判明した場合には速やかに発注者へ報告するとともに、保健所等の指導に従い適切な措置を講じること等について通知
(令和2年2月25日国土入企第52号)

公共工事における一時中止等の対応 (都道府県・政令市あて。市町村にも都道府県から周知)

- 施工中の工事における新型コロナ禍患者に伴う対応について通知・感染した作業従事者や濃厚接触者等が現場作業に従事できないことと併し、受注者から申し出があれば、受注者の責によらないものとして、工期の見直しや請負代金額の変更等を措置
- 罹患に伴う影響で現場の施工継続が困難と認められる場合は、発注者において、的確に一時中止を指示
(令和2年2月25日国土入企第52号)
- 工期見直しや請負代金額の変更等は、学校の臨時休業など感染拡大防止措置に伴い技術者の確保が困難な場合のほか、資機材等が調達できない等の事情で施工継続が困難な場合も、受注者の責によらない事由によるものとして対処する旨周知
(令和2年3月19日国土入企第54号)

民間工事における一時中止等の対応 (民間発注者団体あて)

- 公共工事に係る対応について、民間発注者団体に対しても周知
- 新型コロナ感染症の影響に伴う資機材等の調達困難や感染者の発生等については、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受注者が協議をして決めることとされている旨を周知
(令和2年3月19日事務連絡)

感染拡大防止対策に伴う下請契約等の適正化 (建設業者団体あて)

- 建設工事の一時中止・延期等に際し、下請契約においても、工期の見直し、一時中止の措置等を適切に講じるとともに、下請契約における適正工期や請負代金の設定、適切な代金支払等、元下請の取引の適正化の徹底に努めるよう通知
- 元請が部分払(出来高払)や完成払を受けた場合について、下請への適正な支払いや、下請セーフティネット債務保証事業など金融支援事業の活用による下請への支払いの適正化に配慮する旨通知
- 資材業者、建機等の賃貸業者、警備業者等にについてもこれに準じて対応することを通知
(令和2年3月11日国土建推第38号、国土建整第132号)

技術者配置や講習等に関する対応 (建設業者団体、地方整備局等、公共工事発注担当部局、都道府県・政令市あて)

- 学校の臨時休業に伴う育児のために監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代が可能であること等について通知
- 監理技術者等本人が感染あるいは濃厚接触者等となった場合も、從前通り監理技術者等が一時に現場から離れることが途中交代は可能。
(令和2年2月28日国土建第482号等)
- 監理技術者講習について、当面の間、延期又は自宅学習の方法により実施するよう実施機関に通知
(令和2年2月27日国土建第474号、令和2年3月23日国土建第530号)